



保発1228第4号
平成21年12月28日

地方厚生（支）局长
都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

標記について、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の一部が平成22年1月1日より施行され、船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなることに伴い、別紙のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

1 1の(2)を次のように改める。

(2) 船員保険

船員保険の保険者番号については、平成21年12月7日府保険発第1207001号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。

2 別添の第1の4中「社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が」を「厚生労働省保険局が」に改める。

3 別添の第1の6中「、社会保険庁長官、都道府県知事」を「、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生(支)局」に改める。

(参考)

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保発第45号)の一部改正について

改 正 後	改 正 前
<p>1 保険者番号の設定について (2) 船員保険 <u>船員保険の保険者番号については、平成21年12月7日府保険発第1207001号によって定められた保険者番号をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p>	<p>1 保険者番号の設定について (2) 船員保険 <u>船員保険の保険者番号については、船員保険事務を取り扱う社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに、昭和51年6月17日府文発第1781号通知別添参考「別に通知する日から使用する被保険者証等の課所名のうえに付する符号一覧」により示された符号をもって船員保険の保険者番号とすること。</u></p>
<p>別添</p>	<p>別添</p>
<p>第1 保険者番号</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては<u>厚生労働省保険局が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。</u></p>	<p>第1 保険者番号</p> <p>4 保険者(市町村)別番号は、協会管掌健康保険にあっては協会の都道府県支部ごとに厚生労働省保険局が、船員保険にあっては<u>社会保険事務所(地方社会保険事務局が事務を行うことになっている場合にあっては当該地方社会保険事務局を含む。)ごとに社会保険庁が、国民健康保険にあっては国民健康保険事業を行う市町村又は国民健康保険組合ごとに都道府県が、また、組合管掌健康保険にあっては健康保険組合(社会保険診療報酬支払基金に対して支払を行う従たる事務所を含む。)ごとに地方厚生(支)局が、後期高齢者医療にあっては後期高齢者医療広域連合が、共済組合及び自衛官等の療養の給付にあっては各主管官庁が定める番号とする。</u></p>

- 6 保険者番号の管理は、厚生労働省保険局、都道府県知事、地方厚生（支）局、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。
- 6 保険者番号の管理は、社会保険庁長官、都道府県知事、後期高齢者広域連合又は主管官庁において行うものとし、保険者番号の設定変更に際しては、社会保険診療報酬支払基金及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとする。ただし、国民健康保険にあっては、都道府県知事から所在地の国民健康保険団体連合会及び当該保険者等に対して速やかに連絡するものとし、後期高齢者にあっては、後期高齢者広域連合から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対して速やかに連絡するものとする。

(別添)

府保険発第1207001号

平成21年12月7日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部企画課長

(公印省略)

全国健康保険協会へ移管する船員保険の保険者番号等の
設定について

標記については、平成22年1月1日より下記のとおり実施することとした
ので、貴管下社会保険事務所へ周知されたい。

記

1. 保険者番号

全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する船員保険の保険者
番号の設定については、次のとおり、法別番号2桁、都道府県番号2桁、保
険者別番号3桁及び検証番号1桁の計8桁の算用数字を組み合わせたものと
する。

(1) 法別番号（2桁）

船員保険は「02」とする。

(2) 都道府県番号（2桁）

船員保険は、協会本部（東京都千代田区）において全国の被保険者を取
り扱うこととしているため「13」とする。

(3) 保険者別番号(3桁)

「001」とする。

(4) 検証番号(1桁)

検証番号は、次により算出した番号とする。

- ① 法別番号、都道府県番号及び保険者別番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。
- ② ①で算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。
- ③ 10と②で算出した数字の下1桁の数との差を求め、これを検証番号とする。

(5) 船員保険の保険者番号

0	2	1	3	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---

法別番号 都道府県番号 保険者別番号

0 2 1 3 0 0 ① ←起点

× × × × × × ×

2 1 2 1 2 1 2

0 + 2 + 2 + 3 + 0 + 0 + 2 = 9

10 - 9 = 1 … 検証番号

2. 被保険者証の記号及び番号

被保険者証の記号及び番号については、従来、漢字、アルファベット及びひらがなを用いていたが、すべて数字化し、次の組み合わせとする。

(1) 記号

船舶所有者ごとに設定した10桁の番号とする。ただし、疾病任意継続被保険者は88で始まる10桁の番号とする。

(2) 番号

被保険者ごとに設定した最大7桁の番号とする。

3. 経過的な取扱い

平成22年1月以降、協会から新たに交付される被保険者証については、

上記のとおり新たな保険者番号等が設定される（被保険者証のイメージは別添参考。）。

既に船員保険に加入している者については、被保険者証及び被扶養者証の切替を行うこととしているが、切替が完了する日までは、従前の国（社会保険庁）が交付した被保険者証及び被扶養者証（以下「旧被保険者証等」という。）が引き続き有効とする経過措置を講ずることとしている。このため、旧被保険者証等で受診した加入者については、旧被保険者証等の記号及び番号で取り扱うものとする。

(別添)

船員保険被保険者証カードの様式(イメージ)

【強制被保険者】

（被保険者）		（被扶養者）	
船員保険 被保険者証		船員保険 被保険者証	
本人（被保険者）	平成22年1月4日 交付	家族（被扶養者）	平成22年1月4日 交付
記号 1234010203	番号 1234567	記号 1234010203	番号 1234567
セボ カウ	セボ ハコ		
氏名	船員 太郎	氏名	船員 花子
生年月日	昭和49年5月24日	生年月日	昭和50年10月22日
資格取得年月日	平成22年1月1日	認定年月日	平成22年1月1日
船舶所有者住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇	船舶所有者住所	〇〇市 〇〇町 〇-〇
船舶所有者氏名	〇〇 株式会社	船舶所有者氏名	〇〇 株式会社
保険者番号	[REDACTED]	保険者番号	[REDACTED]
保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部	保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部
保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇	保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇
印		印	

【疾病任意継続被保険者】

（被保険者）		（被扶養者）	
船員保険 被保険者証		船員保険 被保険者証	
本人（被保険者）	平成22年1月4日 交付	家族（被扶養者）	平成22年1月4日 交付
記号 8800000000	番号 1234567	記号 8800000000	番号 1234567
セイン カウ	セイン ハコ		
氏名	船員 太郎	氏名	船員 花子
生年月日	昭和49年5月24日	生年月日	昭和50年10月22日
資格取得年月日	平成22年1月1日	認定年月日	平成22年1月1日
疾病任意継続被保険者		疾病任意継続被保険者	
資格喪失予定期日	平成24年1月1日	資格喪失予定期日	平成24年1月1日
保険者番号	[REDACTED]	保険者番号	[REDACTED]
保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部	保険者名称	全国健康保険協会 船員保険部
保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇	保険者所在地	〇〇区〇〇町〇-〇-〇
印		印	

【一般被保険者・疾病任意継続被保険者 共通】

被保険者証（裏面）

注意事項 顔写真を受けようとするときは、この証をその顔写真撮影場所等の窓口で提示してください。	
住所	[REDACTED]
備考	[REDACTED]
※ 以下の欄は医療機関に提出する意思表示する欄として使用できます。記入する場合は、該当する1~3の番号を〇で囲んだ上で選択したい項目を〇で囲んで下さい。	
1 病院、歯科の担当に免、認定是、移植の時に〇で囲んだ印を提供します。 (×をつけた印は提出しません。) 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・胰臓・その他()	
2 病院、歯科が休止した翌日、移植の時に〇で囲んだ印を提供します。 (×をつけた印は提出しません。) 脳臓・脾臓・腎臓・その他()	
3 病院、歯科は印を提供しません。	
《自筆署名》	《署名年月日》 年 月 日